

答 申 情 第 8 9 号
平成 30 年 7 月 31 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 29 年 7 月 26 日付け文共共第 47 号及び第 48 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 母子生活支援施設の援助の内容が記載されている文書の不存在による非公開決定事案
(諮問第 130 号)
- (2) 母子生活支援施設へ発送した文書の存在による非公開決定事案 (諮問第 131 号)

1 審査会の結論

諮詢庁が行った各不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮詢庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「母子生活支援施設の援助の内容が記載されている文書」（以下「本件請求1」という。）及び「母子生活支援施設へ発送した文書（医師の診断書、医師の意見書、市町村審査会資料、市が作成した本人との面談記録）」（以下「本件請求2」という。また、「本件請求1」及び「本件請求2」をまとめて「本件請求」という。）の公開を請求した。
- (2) 謝問庁は、本件請求に係る文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。また、本件請求1に係る処分を「本件処分1」といい、本件請求2に係る処分を「本件処分2」という。）をし、平成29年5月15日付で、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

ア 本件処分1の理由

本市では、母子生活支援施設に入所している者に関する支援内容の報告は、入所決定を行った各区の保健福祉センターが受けており、当課においては請求に係る公文書は取得していないため

イ 本件処分2の理由

本市では、母子生活支援施設への入所手続きは各区の保健福祉センターが行っており、当課において母子生活支援施設に対する公文書は作成していないため

- (3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 謝問庁の主張

不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮詢庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市DV相談支援センターの業務内容について

当庁が所管する京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の規定に基づいた「配偶者暴力相談支援センター」であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下のような支援を行っている。

ア 相談や相談機関の紹介

イ カウンセリング

ウ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護

エ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助

オ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

カ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

(2) 母子生活支援施設の業務内容について

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」で、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談等の支援を行っている。

(3) 本件処分1の理由について

ア 本件請求1に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、本件請求1の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員（以下「公文書公開請求の担当職員」という。）が審査請求人から確認した内容を踏まえると、母子生活支援施設が当該支援施設に入所しているDV被害者に対して行っている支援の内容について、母子生活支援施設からDV事案の担当課である当庁に情報提供された文書であると認められる。

イ 本件請求1に係る文書が存在しないことについて

上記4(1)及び(2)のとおり、DVセンターでは、配偶者等からの暴力を受けたDV被害者に対する相談、情報提供のほか様々な支援を、母子生活支援施設では、母子の保護及びその自立を促進するため就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談等の支援を行っている。

DV被害者が母子生活支援施設への避難（入所）を希望する場合、DVセンターは入所手続き等の業務の窓口である各区の保健福祉センターを案内、また、必要に応じて入所手続きの際に同行するなどの支援を行っているが、母子生活支援施設に入所し

ているDV被害者の相談・支援については、当該支援施設が行っている。

DVセンターにおいては、配偶者暴力防止法に基づく保護命令手続きに係るものなど、当該支援施設では行うことのできないものについて行うが、これらの支援に当たり当該支援施設で受けられている支援内容を把握する必要はなく、当該支援施設から公文書の提供は受けていない。

したがって、当庁は不存在による非公開決定処分を行ったものである。

ウ 以上のとおり、本件処分1に違法又は不当な点はない。

(4) 本件処分2の理由について

ア 本件請求2に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、公文書公開請求の担当職員が審査請求人から確認した内容を踏まえると、DV事案の担当課である当庁が母子生活支援施設に発送した「DV被害者の診断書や、医師の意見書、市町村審査会資料（DV被害者が知的障害を有する場合）及び当庁が作成したDV被害者との面談記録などの文書」であると認められる。

イ 本件請求2に係る文書が存在しないことについて

上記4(1)及び(2)のとおり、DVセンターでは、配偶者等からの暴力を受けたDV被害者に対する相談、情報提供のほか様々な支援を、母子生活支援施設では、母子の保護及びその自立を促進するため就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談等の支援を行っている。

DV被害者が母子生活支援施設への避難（入所）を希望する場合、入所手続き等の業務の窓口である各区の保健福祉センターを案内、また、必要に応じて入所手続きの際に同行するなどの支援を行っている。

母子生活支援施設への入所は、保健福祉センターの子どもはぐくみ室が面接等により判断しており、必要な書類については、入所申込者が保健福祉センターに提出しており、その際当庁及びDVセンターが保健福祉センター又は母子生活支援施設に本件請求に係る公文書を提供することはない。

また、DV被害者が入所した後の支援については当該支援施設が行っており、DVセンターにおいては配偶者暴力防止法に基づく保護命令手続きに係るものなど、当該支援施設では行うことのできないものについて行うが、これらの支援に当たり当該支援施設に公文書を提供することはない。

なお、医師の診断書、医師の意見書、市町村審査会資料については、DVセンターが被害者に提出を求めることはない。

したがって、当庁は不存在による非公開決定処分を行ったものである。

ウ 以上のとおり、本件処分2に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮詢庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求1について

ア 本件請求1に係る文書について

(ア) 審査請求人は、本件請求1について、公文書公開請求書において「母子生活支援施設の援助の内容が記載されている文書」と記載している。

(イ) 公文書公開請求の担当職員は、本件請求時に審査請求人から、請求内容の趣旨について次のとおり確認している。

行政のDV担当課は、いわゆるDV被害者が避難する母子生活支援施設から、当該被害者に対する支援内容の報告を受け、情報共有を行い、当該被害者の自立に向けて協力すべきであるところ、京都市ではそのような情報共有を行っているか否かについて、任意の直近1名分により確認したい。

(ウ) 諒問庁は上記(ア)及び(イ)を踏まえて、本件請求1に係る文書は、母子生活支援施設が当該支援施設に入所しているDV被害者に対して行っている支援の内容について、母子生活支援施設からDVセンターを所管する男女共同参画推進課に情報提供された文書であると特定した。

(エ) しかしながら、公文書公開請求書の記載内容及び請求の際に公文書公開請求の担当職員が審査請求人から確認した内容から、母子生活支援施設から取得した文書と限定することは見て取れず、DVセンター又は男女共同参画推進課（以下「DVセンター等」という。）が母子生活支援施設から援助内容を聞き取った情報を基に作成した文書も含まれると解するのが相当である。

(オ) これらのことからすれば、本件請求1に係る文書は、母子生活支援施設に入所し

ているDV被害者に対して、当該支援施設が行っている支援の内容について、当該支援施設からDVセンター等に情報提供された文書、又はその情報に基づきDVセンター等が作成した文書であると認められる。

イ 本件処分1について

- (ア) 諮問庁の主張によれば、DVセンターは、配偶者等からの暴力を受けたDV被害者に対する相談、情報提供のほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令手続きに係るものなどの支援を行っており、これらの支援に当たり、母子生活支援施設が行っている「母子の保護及びその自立を促進するため就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談等」の支援内容を把握する必要はなく、当該支援施設から公文書の提供は受けていないとのことである。
- (イ) そこで、当審査会はDV被害者支援における支援施設間での役割分担や連携について、諮問庁に確認したところ、「母子生活支援施設は生活全般の支援を行うところであり、DVセンターは暴力の防止や暴力からの保護に関することについて支援を行うところである。双方共に本人がそれぞれどのような支援を受けているのかについての情報は必要なく、直接本人から面談等により状況をお伺いすることで足りる。」「各種支援機関間の連携は行っていくべきであることは法律上もそのようになっているが、審査請求人が述べているような網羅的な情報を必ずしも全機関が共有するという必要まではないかと認識している。」とのことであった。
- (ウ) また、本件請求1に係る文書の存在の可能性として、母子生活支援施設からDV被害者が退所した際に、当該施設から連絡を受けることはないか、諮問庁に確認したところ、「母子生活支援施設から直接もらうことはないが、DV被害者本人から「退所して現在は〇〇に住んでいる。電話番号が〇〇に変わった。」などの連絡を受けることはある。」とのことであった。
- (エ) 諮問庁のこれらの説明は、母子生活支援施設での支援内容を把握する必要はないため、母子生活支援施設から公文書の提供に限らず、日常的に、直接的に情報共有を行うことがないとのことであり、この点を踏まえればDVセンター等が母子生活支援施設から取得した文書はもとより、母子生活支援施設から聞き取った情報を基に作成した文書は存在せず、諮問庁が本件請求1に係る文書が存在しないとの主張に特段不合理な点は認められない。

(2) 本件請求2について

ア 本件請求2に係る文書について

- (ア) 審査請求人は、本件請求2について、公文書公開請求書において「母子生活支援

施設へ発送した文書（医師の診断書、医師の意見書、市町村審査会資料、市が作成した本人との面談記録）」と記載している。

- (イ) この点について、公文書公開請求の担当職員が本件請求時に審査請求人から確認したところでは、行政のDV担当課は、母子生活支援施設に対し、DV被害者の診断書や医師の意見書、市町村審査会資料（DV被害者が知的障害を有する者である場合、障害程度区分に係る市町村審査会資料）、DV相談の受付担当部署が作成した被害者との面談記録などの参考資料を発送しているはずであるから、発送した資料について任意の直近1名分を求めたいとのことである。
- (ウ) これらのことからすれば、本件請求2に係る文書は、DVセンター等から母子生活支援施設へ発送した「DV被害者に係る医師の診断書、医師の意見書、市町村審査会資料（DV被害者が知的障害を有する者である場合、障害程度区分に係る市町村審査会資料）、DV相談の受付担当部署が作成した被害者との面談記録」であると認められる。

イ 本件処分2について

- (ア) 諮問庁は、6(1)イ(ア)及び(イ)で示したDVセンター及び母子生活支援施設の各役割に加えて、次のとおり主張している。

DV被害者が母子生活支援施設への入所を希望する場合、DVセンターは入所手続き等の業務の窓口である各区の保健福祉センターを案内し、入所申込者が入所に必要な文書を保健福祉センターに提出しており、その際、DVセンター等が保健福祉センター又は母子生活支援施設に本件請求2に係る文書を提供することはない。

- (イ) そこで当審査会は、諮問庁に対して、入所手続きにおける保健福祉センターとの情報のやり取りについて確認したところ、「基本的には、DV被害者本人が自力で手続きをしていただく。ごくごく基本的な状況について電話により口頭で伝えることはあるが、相談の状況を書面により提供することはない。」とのことであった。
また、「保健福祉センターは、入所手続きにおいて、申込者が母子であることや、今子どもと一緒に住むところがないというような状況などを聴取したうえで入所の可否を判断するところなので、DVセンターで受けた相談内容は必要な情報ではなく、入所手続きにおいて求められる情報とは異なる。」とのことであった。

- (ウ) 京都市における母子生活支援施設の入所に関する相談窓口は、各区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室であること、及び母子生活支援施設はDV被害者のみならず、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の

監護すべき児童」を入所対象者（児童福祉法第38条）とし、母子家庭の総合的な自立支援のための施設であることに鑑みれば、諮問庁の主張に特段不合理な点は認められない。

(イ) また、6(1)イ(イ)で確認したとおり、DVセンター等が母子生活支援施設と日常的に情報共有を直接的に行うことがないことを踏まえれば、本件請求2に係る文書が不存在であるとの諮問庁の主張に特段不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問情第130号	平成29年7月26日
	諮問情第131号	
諮問庁から の弁明書の 提出	諮問情第130号	平成29年9月 5日
	諮問情第131号	
諮問庁の職 員の口頭理 由説明	諮問情第130号	平成30年6月26日（平成30年度第3回会議）
	諮問情第131号	
審議	諮問情第130号	平成30年7月31日（平成30年度第4回会議）
	諮問情第131号	

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曽我部 真裕）